

食品安全情報（化学物質） No. 7/ 2011（2011. 04. 06）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 日本を国際社会と一緒に支援

[【FAO】](#)

1. 貿易監視リスト “watch list” 推奨の農薬及び工業用化学物質

[【EU】](#)

1. 日本の地震と原子力発電所の事態についての EU の対応
2. EU は日本からの輸入食品のコントロールを強化

[【EC】](#)

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 日本の原子力発電所の事故
2. GM 植物比較対象についてのガイドライン案に関する関係者ワークショップを開催
3. 香料グループ評価
4. 食品と接触する物質として使用される物質の安全性評価
5. 飼料添加物の安全性に関する科学的意見

[【FSA】](#)

1. 混合ダイオキシンについての研究発表
2. 日本からの輸入食品
3. 日本からの輸入食品 更新
4. メタノールの安全性についての COT の意見
5. FSA は更新 2015 年戦略を発表
6. 藻類の申請について意見募集

[【FSAI】](#)

1. 日本の原発事故についてさらなる更新

[【FDA】](#)

1. 食品に関する助言委員会の議題
2. 放射線安全性
3. FDA は消費者に対し Soladek ビタミン溶液の使用を中止するよう警告
4. USA Far Ocean Group, Inc.社が表示されていない塩酸テラゾシンを含むダイエタリーサプリメント U-Prosta を全国で自主回収
5. USA Far Ocean Group 社はダイエタリーサプリメントとして販売されている X-Hero と Male Enhancer を自主回収
6. Candy Dynamics は Toxic Waste®風船ガムをリコール
7. FDA はメニューと自動販売機の表示案を提案し、パブリックコメントを募集
8. FDA はリコールの際に消費者が探しやすいサイトを作る

[【EPA】](#)

1. 放射線モニターは米国に懸念となる量の放射線は到達していないことを継続的に確認
2. EPA のモニタリングは米国に懸念となるレベルの放射線は到達していないことを継続的に確認
3. 日本の核緊急事態：EPA の大気放射能モニタリング
4. EPA 声明：モニタリングデータ更新

[【CDC】](#)

1. がん年次報告書によれば多くのがんが継続的に減少している

[【FTC】](#)

1. FTC はがんの「治療法」販売者を命令違反で告発
2. FTC は DHA と脳や目の発達についての詐欺的宣伝をしていた子ども用ビタミン販売業者について罰金支払い最終命令を承認

[【CFIA】](#)

1. 日本からの食品に追加の輸入規制
2. CFIA の国境管理：それは何を意味するか？

[【FSANZ】](#)

1. 日本からの食品の安全性
2. 食品と健康対話
3. 牛肉のホルモン成長促進剤

[【NZFSA】](#)

1. MAF は日本からの輸入食品を監視

[【香港政府ニュース】](#)

1. 乳児用ミルクの変更は安全：専門家
2. 放射線モニターに注意
3. 香港の食品供給は安定している
4. 日本からの食品禁止
5. 食品の長期検査が予想される
6. 放射能レベルに異常は見られない
7. 大気の放射能ハザードはありそうにない
8. 日本製品は安全
9. 4つの食品が安全性検査に不合格

[【AVA】](#)

1. 日本から輸入された食品の放射能レベルに懸念の理由はない
2. 日本産の 4 検体から放射能汚染検出：AVA はさらに二つの県からの野菜や果物の輸入を停止
3. AVA は日本の関東地域からの野菜や果物の輸入を一時停止
4. シンガポール政府共同声明
5. 兵庫県産野菜や果物の輸入停止

[【HSA】](#)

1. HSA は高齢者向けに販売されている有害な「ブラックピル」に警告

[【FSSAI】](#)

1. 日本から輸入される食品の放射能汚染検査

● 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <http://www.who.int/en/>

1. 日本を国際社会と一緒に支援

Working together to support Japan and the global community

23 March 2011

http://www.who.int/mediacentre/news/statements/2011/japan_20110323/en/index.html

福島第一原子力発電所危機による食品安全問題についての *FAO-IAEA-WHO* 合同声明

FAO、IAEA 及び WHO は、3月11日の出来事により派生した食品安全問題への日本政府の対策を支援するために知識や専門家を動員している。FAO、IAEA 及び WHO は一連の Q & A* を共同で作成し、食の安全の情報を追加した。

3月11日以降、地震と津波により何千人もの人々が死亡し、多くの家や建造物が倒壊した。輸送インフラが損傷し、耕作地や養殖場は被害を受ける又は破壊された。このような状況で、原子力発電所へのダメージが注目を集めている。放射能汚染が検出されたため、さらに食品安全問題が緊急事態に追加された。日本は食品中の放射能について暫定基準を用いて規制している。食品は監視され、検査結果は公開されている。さらに日本当局は消費者や生産者に安全対策を助言している。

*FAQ—食の安全部分

<http://www.who.int/hac/crises/jpn/faqs/en/index7.html>

(日本語仮訳) <http://www.nihs.go.jp/hse/c-hazard/npp-ac/index.html>

● 国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)

<http://www.fao.org/>

1. 貿易監視リスト “watch list” 推奨の農薬及び工業用化学物質

Pesticides and industrial chemicals recommended for trade 'watch list'

1 April 2011, Rome

<http://www.fao.org/news/story/en/item/54392/icode/>

ロッテルダム条約の科学物質レビュー委員会会合

国連の科学専門家は、2つの農薬 (エンドスルファン、アジンホスメチル) と1つの農薬製剤 (Gramoxone Super)、さらにパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及び前駆体、ペンタ BDE (プロモジフェニルエーテル)、オクタ BDE の3つの工業用化学物質について、ロッテルダム条約の「事前のかつ情報に基づく同意の手続」の対象にすることを薦めることを提言した。ロッテルダム条約は2004年に発効され、これまで委員会は有害な農薬を“watch list”に追加することを薦めてきた。今回対象となった Gramoxone Super は二塩化パラコートを含む除草剤で、綿、稲及びトウモロコシの雑草管理に使用される。ペンタ BDE 及びオクタ BDE は臭素化難燃剤であり、工業生産は残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約のもと制限されている。

本勧告は2011年6月の第5回締約国会議へ送付される。

*ロッテルダム条約

<http://www.pic.int/home.php?type=s&id=77>

* (外務省 HP) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事

前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/rotterda.html>

* (外務省 HP) ストックホルム条約

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/pops.html>

● 欧州連合 (EU : European Union) http://europa.eu/index_en.htm

1. 日本の地震と原子力発電所の事態についての EU の対応

The European Union's response to the earthquake and nuclear plant situation in Japan
[Update: 25 March]

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/11/195&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

(一部抜粋)

EU による日本への支援

17 の EU 加盟国は European Civil Protection Mechanism を起動し、日本へ向けて毛布等の救援物資 70 トンを乗せた船を 3 月 23 日に出航させた。運搬や放射線の専門家を含む Civil Protection チームについては 3 月 18 日から現地へ配備されている。European Civil Protection Mechanism は日本政府機関と協力して、必要物資の特定や調整を行う準備ができています。

原子力発電所の状況

EC は IAEA と通じて日本の状況に関する情報を定期的に入手している。

健康面

3 月 15 日、EC は RASFF を通じて日本からの輸入食品について放射線検査をするよう勧告した。3 月 15 日以降に輸入された飼料、農作物及び動物性食品への懸念である。フードチェーンの安全性へのリスクを小さくするために、3 月 24 日、EU は日本の特定地域から輸入された食品及び飼料についての監視を強化することを決定した。原子力発電所事故の影響を受ける可能性がある地域からの全ての製品について、日本から出荷される前に検査し、EU 内では無作為に検査を行う予定である。日本の他の地域から輸入される飼料及び食品は、EU へ到着した際に無作為に検査を行う予定である。輸入品の検査は各加盟国の責務であり、汚染が確認された場合には他の加盟国への報告義務がある。

各加盟国の法律に従って、輸入品が放射線フリーであることを確認し、その対応措置 (例えばどのように食品輸送コンテナの放射線量を測定したか) 及び結果に関して積極的に情報交換する必要がある。

リスクプロファイルが EU 通関リスク管理システム (EU Customs Risk Management System) で紹介されている。EU への日本の農産物の輸入規模は比較的小さく、2010 年の農産物の総輸入量は 18,700 万ユーロ、水産物が 1,800 万ユーロであった。

* (農林水産省 HP) 福島県内での原発事故に係る各国の輸入検査

「諸外国の規制措置 (pdf ファイル)」に各国の対応状況の一覧表が記載され、連日更新版が公表されている

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

* (農林水産省 HP) 福島第一原子力発電所事故による農畜水産物等への影響～関係府省等のサイトへのポータル～

http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/index.html

* (駐日欧州連合代表部 HP) よくある質問：日本から欧州連合 (EU)加盟国向けに輸出される食品・飼料・に関する特別措置について

http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=jp

2. EU は日本からの輸入食品のコントロールを強化

Food safety: the EU reinforces controls on imports from Japan

Brussels, 24 March 2011

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/11/362&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

日本の 47 都道府県のうち、原子力発電所事故の影響を受ける可能性がある 12 の県から輸出される食品や飼料は出荷前に日本で検査され、さらに EU に到着した時に無作為に検査を行う。特に、この 12 都県からの輸入品については、放射性核種が EU の最大許容量を超えていないことを示す日本政府機関発行の証明書の添付が必要である。残りの 35 道府県からの食品や飼料は産地についての証明書を添付し、EU に入ったときに無作為に検査を行う。委員会規則は特にヨウ素-131、セシウム-134 及びセシウム-137 を対象にしている。この対応については毎月見直す予定である。

(12 都県：福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉)

3 月 11 日以降に収穫/製造された食品及び飼料について、次の措置を実施する。

- EU へ到着次第、BIO (Border Inspection Posts) 又は DPE (Designated Point of Entry) の所轄官庁が、日本から輸入された食品及び飼料貨物の登録確認を行う。
- 検査は、12 都県については貨物の最低 10%、他の 35 道府県については 20%に対して実施する。
- 検査結果が得られるまでは最大 5 日間留め置かれ、委員会規則を遵守していることが確認された後に輸入される。
- 最大許容値を超えた製品は市場には出荷されず、安全に廃棄されるか日本へ戻される。

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2011年第12週～第13週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

警報通知 (Alert Notifications)

オランダ産コーンフラワーのフモニシン (2740 μ g/kg)、インド産台所用品からの一級芳香族アミンの溶出(アニリン:0.063、0.022 mg/dm²)、フランス産ライ小麦の麦角菌(1245、554、1976、763 mg/kg)、モロッコ産ガラス茶器からのカドミウム (10.4 mg/個) 及び鉛 (1550 mg/個) の溶出、イタリア産ナシのメソミル (0.08 mg/kg) 及びアジンホスメチル (0.1 mg/kg)、ノルウェー産ホタテの記憶喪失性貝毒 (2000、32200 μ g/kg)、中国産チルド塩漬けケーシングのクロラムフェニコール (0.48 μ g/kg)、スペイン産キュウリのジクロロボス (0.05 μ g/kg) など。

注意喚起情報 (information for attention)

チリ産冷凍サーモン切り身のクロラムフェニコール (70 μ g/kg)、インド産オーガニックティーの未承認新規食品ステビア、ギリシャ産チルドシーバス (魚) のペニシリン及びテトラサイクリン、スペイン産キュウリのホルメタネート (0.23 mg/kg)、スペインサプリメントの金及び銀、中国産松の実によるパインマウス症候群、トルコ産オーガニック平豆のグリホサート (1.66 mg/kg)、ベルギー産エビ用飼料のヒ素 (7.4 mg/kg) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

米国産食品サプリメントの高用量塩酸オクトパミン、中国産松の実を含むサラダミックスによるパインマウス症候群、デンマーク産チルドタラのマスタードガス汚染リスク、ベトナム産冷凍エビの未承認照射、フランス産食品サプリメントの未承認金及び銀、ドイツ産ひまわりケーキ (飼料) のダイオキシン及びダイオキシン様 PCB (合計 3.41 pg WHO TEQ/g)、トルコ産オーガニック緑及び赤平豆のグリホサート (緑 1.41; 赤 1.14 mg/kg)、ドイツ産サケ魚油のダイオキシン及びダイオキシン様 PCB (合計 6.33 pg WHO TEQ/g)、中国産即席麺の包装からのミネラルオイルの溶出、スペイン産パーム脂肪酸由来カルシウム塩 (飼料) のダイオキシン (0.462 pg WHO TEQ/g)、トルコ産オーガニック褐色平豆のグリホサート (7.1、4.56 mg/kg)、日本産配合飼料の多すぎる銅 (31、30 mg/kg) とフッ素 (490、510 mg/kg) とセレン (5.2、5.2 mg/kg) 含量など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産インスタント麺のアルミニウム (36、17.6、13.0 mg/kg)、中国産チルド塩漬けケーシングのクロラムフェニコール (0.87 μ g/kg)、中国産ゴマ団子・あんこ餅・抹茶団子の未承認遺伝子組換え米 (cry1a (c) ; KeFeng6; BT63; KMD1)、中国産スプレーキャンディーの表示されていない未承認サッカリン (83.5 mg/kg)、パキスタン産チリパウダーの Sudan 1 (499.4 mg/kg) 及び Sudan 4 (15.2 mg/kg)、クロアチア産ステンレススチール

平皿からのクロムの溶出 (0.281 mg/kg)、ロシア産 purple marshlocks の未承認照射、タイ産コリアンダー葉の EPN (0.36 mg/kg)、パキスタン産ターメリックの Sudan 1 (631.7 mg/kg) 及び Sudan 4 (3.3 mg/kg)、中国産キャンディーのアセスルファミン K (3002.9 mg/kg) とアスパルテーム (1416.8 mg/kg) とサイクラミン酸 (12455 mg/kg)、エジプト産オーガニック生鮮緑豆のアセタミプリド (0.021 mg/kg)、ブラジル産コンビーフのアバメクチン (20.7 µg/kg) など。

その他アフラトキシン等多数

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 日本の原子力発電所の事故

Nuclear power plant incident in Japan

25 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/corporate110325.htm>

EFSA は、2011 年 3 月 11 日に日本の東北地方で発生した地震と津波による福島原子力発電所の最近の事故を注意深く監視している。

EC エネルギー総局 (DG ENER) は共同リサーチセンターの支援のもと、EU のこの事故への対応策を調整している。また DG ENER には、食品の放射能レベルに関する法律制定への責務、もし必要なら放射能検査を強制するためのセーフガード条項を導入する責務がある。

EFSA は放射能汚染リスク評価には関与しないが、必要であれば食品と飼料の安全性分野について技術的支援を行う準備がある。特に、食品及び飼料を介して起こり得る暴露の評価が必要な場合には、包括的食品摂取量データベースの集約データの提供と分析が可能である。EC 加盟国は、RASFF や緊急放射線情報交換システム (ECURIE) により最新情報を交換している。これまでのところ、欧州委員会は EFSA に対し、この事故による食品や飼料の安全性に関して何らかの科学的作業は依頼していない。

2. EFSA は GM 植物比較対象についてのガイドライン案に関する関係者ワークショップを開催—ウェブキャストを見ることができる

EFSA holds stakeholder workshop on draft guidance for GM plant comparators - Webcast available

Brussels , 31 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/events/event/gmo110331.htm>

3 月 31 日、EFSA は GM 植物比較対象についてのガイドライン案に関する関係者ワークショップを開催した。この会議の様子の動画やプレゼンテーション資料が掲載されている。

3. 香料グループ評価

香料グループ評価 308 : ペンタ酢酸グルコース及びオクタ酢酸スクロース

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 308 (FGE.308): Glucose Pentaacetate and Sucrose Octaacetate

EFSA Journal 2011;9(3):2014 [25 pp.]. 24 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2014.htm>

AFC パネル（食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル）によるペンタ酢酸グルコース及びオクタ酢酸スクロースに関する評価。AFC パネルは、MSDI（Maximised Survey-derived Daily Intake）アプローチによる推定摂取量のレベルでは、安全上の懸念はないと結論した。

香料グループ評価 212 改訂 1 : FGE.19 のサブグループ 2.6 のアルファベータ不飽和脂環式ケトンと前駆体

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 212 Revision 1 (FGE.212Rev1): alpha,beta-Unsaturated alicyclic ketones and precursors from chemical subgroup 2.6 of FGE.19.

EFSA Journal 2011;9(3):1923 [29 pp.]. 24 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/1923.htm>

AFC パネルによる香料グループ評価 212 の 23 物質に関する評価。AFC パネルは、いくつかの物質について追加の遺伝毒性データが必要だと結論した。

香料グループ評価 209 : FGE.19 のサブグループ 2.3 の 1 つのアルファ、ベータ不飽和アルデヒドの遺伝毒性データについての検討

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 209 (FGE.209): Consideration of genotoxicity data on one alpha,beta-unsaturated aldehyde from chemical subgroup 2.3 of FGE.19 by EFSA

EFSA Journal 2011;9(3):1992 [12 pp.]. 24 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/1992.htm>

AFC パネルによる香料グループ評価 209 に関する評価。アルファ、ベータ不飽和アルデヒド及びケトンは遺伝毒性の構造アラートとみなされ、2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-1,3-ジエン-1-カルバルデヒド[FL-no: 05.104]については追加の遺伝毒性データが必要であると要請していた。その後、香料企業から新しい *in vitro* 遺伝毒性データが提出され、AFC パネルはこの物質について遺伝毒性はないと結論した。従って通常の香料グループ評価の方法で評価される予定である。

香料グループ評価 211 : FGE.19 のサブグループ 2.5 の 1 つのアルファベータ不飽和ケトン

と 3 つの前駆体の代表の遺伝毒性データについての検討

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 211 (FGE.211): Consideration of genotoxicity data on representatives for one alpha,beta-unsaturated ketone and three precursors from chemical subgroup 2.5 of FGE.19 by EFSA

EFSA Journal 2011;9(3):1993 [13 pp.]. 23 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/1993.htm>

AFC パネルによる香料グループ評価 211 の脂環式ケトン (alicyclic ketone) とその前駆体 3 物質に関する評価。この 4 物質を代表して 1(7),8-p-メンタジエン-2-イルアセテート [FL-no: 09.930]について香料企業から新しい遺伝毒性データが提出され、パネルは遺伝毒性はないと結論した。

香料グループ評価 206 : FGE.19 のサブグループ 1.2.3 の 12 のアルファベータ不飽和ケトンの代表の遺伝毒性データについての検討

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 206 (FGE.206): Consideration of genotoxicity data on representatives for 12 alpha,beta-unsaturated ketones and precursors from chemical subgroup 1.2.3 of FGE.19 by EFSA

EFSA Journal 2011;9(3):1922 [16 pp.]. 23 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/1922.htm>

AFC パネルによる香料グループ評価 206 の脂環式ケトン 7 物質及びその前駆体 5 物質に関する評価。この 12 物質を代表した 2 物質について、香料企業から新しい遺伝毒性データが提出され、AFC パネルは遺伝毒性はないと結論した。

香料グループ評価 86 改訂 1 (FGE.86Rev1): JECFA(65 回会合)で評価された脂肪族および芳香族のアミンとアミド

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 86, Revision 1 (FGE.86Rev1): Consideration of aliphatic and aromatic amines and amides evaluated by JECFA (65th meeting)

EFSA Journal 2011;9(4):1926 [42 pp.]. 01 April 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/1926.htm>

AFC パネルによる香料グループ評価 86 の脂肪族および芳香族のアミンとアミド 34 物質に関する評価。パネルは、27 物質については JECFA の結論に合意した。5 物質については追加のデータが必要である。1 物質は遺伝毒性/発がん性の懸念がありこの方法では評価できない、1 物質については JECFA が B サイド (予想される代謝物は無害ではない) で評価したが EFSA は A サイド (予想される代謝物は無害) で評価した。

*参照: 香料グループ評価方法の判断チャート

<http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v44jec08.htm>

4. 食品と接触する物質として使用される物質の安全性評価

食品と接触する物質として使用される 1,3-ブタンジオールジメタクリレートと架橋される (ブタジエン、スチレン、メタクリル酸メチル) コポリマーの安全性評価

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance, (butadiene, styrene, methyl methacrylate) copolymer cross-linked with 1,3-butanediol dimethacrylate, for use in food contact materials

EFSA Journal 2011;9(4):2122 [10 pp.]. 04 April 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2122.htm>

CEF パネル (食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル) は、室温で硬質 PVC の最大 12% w/w までの使用された場合には、消費者に安全上の懸念はないと結論した。

食品と接触する物質として使用されるポリ(12-ヒドロキシステアリン酸)-ポリエチレンイミンコポリマーの安全性評価

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance, poly(12-hydroxystearic acid)-polyethyleneimine copolymer, CAS No. 124578-12-7, for use in food contact materials

EFSA Journal 2011;9(4):2125 [10 pp.]. 04 April 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2125.htm>

CEF パネルは、ポリ(12-ヒドロキシステアリン酸)とポリエチレンイミンの反応により合成し、プラスチックに最大 0.1% w/w で使用された場合には、消費者に安全上の懸念はないと結論した。

食品と接触する物質として使用されるチオジプロピオン酸、ジテトラデシルエステルの安全性評価

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance, thiodipropionic acid, ditetradecyl ester, CAS No. 16545-54-3, for use in food contact materials

EFSA Journal 2011;9(4):2126 [11 pp.]. 04 April 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2126.htm>

CEF パネルは、その酸化物と構造類似体も含む合計の食品への移行が 5mg/kg を超えない場合には、消費者に安全上の懸念はないと結論した。

食品と接触する物質として使用される(メタクリル酸メチル、アクリル酸ブチル、スチレン、メタクリル酸グリシジル) コポリマーの安全性評価

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance, (methyl methacrylate, butyl acrylate, styrene, glycidyl methacrylate) copolymer, CAS No. 37953-21-2, for use in food contact materials

EFSA Journal 2011;9(4):2124 [11 pp.]. 04 April 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2124.htm>

CEF パネルは、室温で硬質 PVC の最大 2% w/w までの使用であれば、消費者に安全上の懸念はないと結論した。

食品と接触する物質として使用されるジビニルベンゼンまたは 1,3-ブタンジオールジメタクリレートと架橋された(ブタジエン、スチレン、メタクリル酸メチル、アクリル酸ブチル)コポリマーの安全性評価

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance, (butadiene, styrene, methyl methacrylate, butyl acrylate) copolymer cross-linked with divinylbenzene or 1,3-butanediol dimethacrylate for use in food contact materials

EFSA Journal 2011;9(4):2123 [10 pp.]. 04 April 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2123.htm>

CEF パネルは、室温で硬質 PVC の最大 12% w/w までの使用であれば、消費者に安全上の懸念はないと結論した。

5. 飼料添加物の安全性に関する科学的意見

雌豚用飼料添加物としての **Finase EC (6-フィターゼ)**の安全性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety of Finase EC (6-phytase) as feed additive for sows

EFSA Journal 2011;9(3):2111 [5 pp.]. 29 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2111.htm>

Trichoderma reesei の遺伝子組換え系統により産生された 6-フィターゼを含む飼料添加物 Finase EC について、雌豚についての新しい耐性試験データが提出された。その結果、FEEDAP パネル（飼料添加物に関する科学パネル）は、Finase EC について推奨使用量では安全であると結論した。

鶏肥育用飼料添加物としての **Fecinor** と **Fecinor plus (*Enterococcus faecium*)**の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Fecinor and Fecinor plus (*Enterococcus faecium*) as a feed additive for chickens for fattening

EFSA Journal 2011;9(3):2118 [2 pp.]. 29 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2118.htm>

動物や消費者、環境に対して安全で有効性が示唆される。モネンシンやナラシンなどとの適合性も示されている。

産卵鶏用、アヒル、ウズラ、キジ、ヤマウズラ、ホロホロチョウ、ハト、ガチョウ肥育用およびダチョウ用の枯草菌 **PB6** の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Bacillus subtilis PB6 for chickens reared for laying, ducks for fattening, quails, pheasants, partridges, guinea fowl, pigeons, geese for fattening and ostriches

EFSA Journal 2011;9(3):2114 [8 pp.]. 29 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2114.htm>

FEEDAP パネルは、ニワトリ肥育用に既に認可されている添加物の他の鳥類への適用拡大について評価した。生理学的に類似の種への外挿により有効であると考えられる。

GalliPro®の製剤変更とギ酸との適合性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the modification to the formulation of GalliPro® and compatibility with formic acid

EFSA Journal 2011;9(3):2112 [7 pp.]. 29 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2112.htm>

使用時の濃度は同じ濃縮製剤とギ酸との適合性について認める。

全ての種用サイレージ添加物としての Lactobacillus plantarum (DSM 21762)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Lactobacillus plantarum (DSM 21762) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(3):2113 [11 pp.]. 29 March 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2113.htm>

動物や消費者、環境にとっては安全性に問題はない。感作性は否定できない。サイレージ効率改善の可能性はある。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 混合ダイオキシンについての研究発表

Research on mixed dioxins published

Thursday 24 March 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/mar/mixeddioxins>

FSA は、食品中のハロゲン化ダイオキシン及びビフェニル類についての 2 年間に渡る調査の結果を発表した。

何らかのものを燃やせば健康に有害影響を与える可能性のある一連の化合物が発生するが、その中に塩化ダイオキシン類、混合ハロゲン化ダイオキシン及びビフェニル類がある。塩化ダイオキシン類については研究が多いが、混合ハロゲン化ダイオキシン及びビフェニ

ル類についてはあまりよく分かっていないため FSA は調査を決定した。

生じる可能性のある混合ハロゲン化ダイオキシン類は非常に多く、分析は困難であり、廃棄物処理場近隣の空気及び土壌については報告されているが食品中での存在についてはこれまで分からなかった。最新研究では、食品中のハロゲン化ダイオキシン及びビフェニル類の検出方法を開発し、多くの食品から極めて微量が検出されたが、健康にリスクとはならない。

英国毒性委員会 (COT) が結果をレビューし、健康上の懸念とはならないと結論した。COT の声明も発表されている。

COT の研究報告 : C01050:食品中の混合臭化および塩化ダイオキシン類の調査

C01050: Investigation into the Presence of Mixed Brominated and Chlorinated Dioxins in Food

<http://www.food.gov.uk/science/research/contaminantsresearch/chemicalcontaminants/c01aprog/projlist/c01050mixedholgenateddioxins/>

混合ハロゲン化ダイオキシン、フラン、ビフェニル類が食品中に存在することが確認された。フランはダイオキシンより高頻度で検出され、検体の半分以上から検出された。混合ハロゲン化ビフェニルはほぼ全ての検体から検出され、PCB 118 及び PCB 126 の 1 臭素類似体が最も高頻度に検出され、次いで 2 臭素類似体、3 臭素類似体は約 15%から検出された。混合体の毒性等量 (TEQ) は、塩化物の毒性等価係数 (TEF) を用いて推定された。総重量にもとづくと、魚では塩化物についての TEQ の 1%以下であった。貝類では 1~5%であった。脂肪重量にもとづくと、肉、卵及び乳製品では同じように数%であった。

* 報告書本文 (PDF 42 ページ)

http://www.foodbase.org.uk/admintools/reportdocuments/656-1-1109_C01050.pdf

2. 日本からの輸入食品

Food imports from Japan

Wednesday 23 March 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/mar/japan>

FSA は他の政府機関とともに、日本から輸入される食品、主に魚介類、が放射性物質の存在について確実に検査されるよう対応している。日本から英国に来る食品はわずか 0.1%のみであるが、規制値を超える食品は英国への搬入が許可されない。

* 食品中放射能についての Q & A

Radioactivity in food: your questions answered

Wednesday 16 March 2011

http://www.food.gov.uk/safereating/rad_in_food/radioactivity/

3. 日本からの輸入食品 更新

Update on food imports from Japan

Friday 25 March 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/mar/japanupdate>

日本の原発事故に影響される可能性のある地域の食品については、日本の当局がチェックする。欧州委員会では、日本産食品について追加のモニタリングの必要性が昨夜の投票で決められた。

英国は他の EU 加盟国と同様、日本の放射線影響のある地域から輸出される食品や飼料については、日本当局により輸出前に検査されるべきであるとの意見に合意した。さらに EU に到達してからは、通常の輸入食品モニタリングに加えて、日本の食品が安全であることを確認するために追加の検査が実施される予定である。日本から英国に輸入される食品はわずか 0.1% で、規制値を超えるものは英国への搬入が許可されない。

4. メタノールの安全性についての COT の意見

COT opinion on methanol safety

Friday 25 March 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/mar/methanol>

COT は食品に由来するメタノールへの長期暴露は、アスパルテームも含めて、健康に有害なことはありそうにない (unlikely) と結論した。

メタノールはタンパク質合成の副生成物として体内で生じ、食品中、特に野菜や果実、アスパルテームにも含まれる。職業上メタノールの蒸気に暴露されている人々もいる。高用量のメタノールを摂取すると神経系、特に視覚に有害影響があり、大量だと失明する。COT は長期的な低用量暴露による影響があるかについて助言を求められていた。COT はメタノールの体内での体内動態も含めて広くエビデンスを検討した。また、どのようにメタノールが体内で生成するか、アスパルテームも含め食品及び飲料からどの程度メタノールを摂取するかについても検討した。職業暴露データも検討した。

COT の結論から、FSA はアスパルテームについて現在の使用量では懸念はないことを確認した。

メタノールへの慢性食事暴露による影響についての COT の声明

COT statement on the effects of chronic dietary exposure to methanol

<http://cot.food.gov.uk/cotstatements/cotstatementsyrs/cotstatements2011/cot201102>

フルーツジュースに含まれるメタノールは 1~640 mg/L (平均 140 mg/L) であり、ヒトは果実及び野菜から 1 日に約 1,000 mg のメタノールに暴露していると推定される。アスパルテームの ADI は 40 mg/kg bw であり、60kg の人がこの量を摂取した場合のメタノール暴露量は 240 mg になるが、実際のアスパルテーム摂取量は ADI よりも少ないため 240 mg よりも少なくなる。アスパルテーム入りソフトドリンクの場合は 500 mL で最大 30 mg の暴露量になる。人体で代謝により生成されるメタノールは 300~600 mg/日である。メタノ

ールの排出はエタノールより遅く、少量投与の半減期は 0.1 g/kg 以下の投与では 2.5～3 時間、1 g/kg 以上の投与だと 24 時間以上かかることが報告されている。

野菜や果物を食べることは健康に良いという根拠が沢山報告されていることから、食事由来のメタノールについてのさらなる研究は優先順位が低いと考える。

5. FSA は更新 2015 年戦略を発表

FSA publishes updated Strategy to 2015

Monday 28 March 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/mar/strategyto2015>

Food Standards Agency's Strategy to 2015

<http://www.food.gov.uk/aboutus/publications/busreps/strategicplan/>

2015 年戦略は 2009 年 11 月に公表され、その後、よりの確で継続的に公衆衛生を保護できるように毎年見直しを行っている。今回は 2011 年 3 月に更新した。

FSA の目標は以下の 6 つ：

- 英国で生産又は販売される食品は食べても安全であること
- 輸入食品は食べても安全であること
- 食品製造業者及び販売者は食品についての消費者の関心を優先すること
- 消費者は、何処で何を食べるのかを情報を与えられた上で選択できるようにするための必要な情報と理解を有すること
- 規制は効果的で、リスクの大きさに応じて適切であること、また食品業者の責任について明確で、消費者を詐欺や他のリスクから守ること
- 執行は効果的で一貫性があり、且つリスクの大きさに応じて適切なもので公衆衛生の向上が目的であること

6. 藻類の申請について意見募集

Views wanted on algal application

Monday 4 April 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/apr/algal>

Schizochytrium 微少藻類由来油の新規食品としての販売申請があった。先に同様の藻類由来 DHA に富む油 (DHA-rich oil) を認可されているが、別の品種の改良系統を開発して DHA 及び EPA に富む油を産生させた。油は DHA-O として知られており、先の DHA に富む油と同様の使用量と使用される食品を対象としている。意見は 2011 年 4 月 25 日まで募集する。

●アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 日本の原発事故についてさらなる更新

Further Update on Nuclear Incident in Japan

Wednesday, 23 March 2011

http://www.fsai.ie/news_centre/news/japanincident23032011.html

FSAI は最近の悲劇的な地震と津波に続いて発生した日本の事態の監視を継続している。FSAI はアイルランド放射線防護機関 (RPII)、欧州委員会、WHO および他国の食品規制機関と定期的に連絡をとっている。

FSAI はこの事故について 2 つの側面から評価している。汚染のある日本産の食品の摂取によるアイルランドの消費者のリスクと、日本から放射活性のある塵が飛んできてアイルランドの食品を汚染するリスクである。

RPII によれば日本で放出された放射能はアイルランド国民の健康に何の影響も与えないと考えられる。日本での食品検査の結果では汚染が発見されているが、それらの移動は制限されている。日本が EU に輸出できる動物由来製品は 4 製品のみで、福島地域で EU に輸出が認められている施設はない。アイルランドが日本から直接輸入している食品はほとんどない。現時点で輸入品の放射能モニタリングが必要だとは思わないが、他機関で何かが発見され必要となればモニタリングを実施する予定である。

EC が日本からの輸入品について EU 内で統一モニタリング及び検査の導入することについては FSAI も理解している。今後も他機関との連携のもと、必用に応じて更新する。

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. 食品に関する助言委員会の議題

2011 Food Advisory Committee Meeting Materials

<http://www.fda.gov/AdvisoryCommittees/CommitteesMeetingMaterials/FoodAdvisoryCommittee/ucm149740.htm>

2011 年 3 月 30～31 日に開催された会議の議題。

EU の食用色素と多動についての対応が取り上げられている。背景文書では、一般人に対しては多動と色素の関連についての文献レビューでは因果関係は確立されていないが、特定の子どもに特有の不耐があるように見えるとされている。

2. 放射線安全性

Radiation Safety

Updated March 27, 2011, 6:50 p.m. EDT

<http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm>

(一部更新部分を抜粋)

食品安全についての質問

- 食品中 I-131 の基準とは何か？
 - FDA は食品中の I-131 について 170 Bq/kg という介入レベル (DIL : Derived Intervention Level) を設定している。このレベルは安全か安全でないかという意味ではなく、誰にも暴露させないための保護的措置が薦められるレベルである。このガイドライン値は極めて保守的な推定にもとづいている。
- 北太平洋で捕獲した国産シーフードはどうか？
 - 北太平洋の米国海域のシーフードは食べても安全である。空気中の汚染物質が漁師や陸揚げされた魚に影響は与える可能性はほぼない (unlikely)。FDA は NOAA と協力して当該海域で捕獲したシーフードやその加工施設を検査する予定である。
- 汚染された牧草や飼料を牛が摂取することにより牛乳が汚染される可能性はあるか？
 - 現時点では、理論的モデルは有害な量の放射性物質が米国へ到達することは示唆されていない。そのため、米国内で汚染された牧草や飼料を牛が摂取することにより牛乳が汚染される可能性はほとんどない。他機関とともに注意深くモニタリングしていく予定である。
- 米国の牧草や飼料が汚染されたら FDA はどうするか？
 - リスクに応じた対応をする。もし米国の牧草や飼料の汚染が確認されたら、FDA は次のことにもとづいてリスクを評価する。A. 放射線核種の汚染範囲/種類とそれらの濃度、B. 汚染地域と用途 (食用かどうか)、C. 食用になるのならどんな食品や作物なのか、加工されるのか、最終製品は何かである。

3. FDA は消費者に対し Soladek ビタミン溶液の使用を中止するよう警告

FDA Warns Consumers to Stop Using Soladek Vitamin Solution

March 28, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm248588.htm>

危険な高用量ビタミン A と D による重大な健康リスクがある

Soladek はビタミン欠乏症用と宣伝されている液体で、ビタミン A と D の含量は推奨一日許容量の数倍であるという情報を受けている。またこの製品を使用した人に生じた重大な健康問題の報告を 7 件受け取っている。内容は腎機能低下、血中カルシウム濃度上昇、疲労、不整脈、嘔吐、下痢である。

ビタミン D の中毒症状としては、衰弱、疲労、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢、精神状態の変化、血圧上昇、不整脈、腎障害、昏睡がある。ビタミン A 中毒は、貧血、食欲不振、脱毛、関節痛、骨の弱体化、眼球突出、肝異常、出生時欠損などがある。

Soladek を持っている消費者は直ちに使用を中止し、上述の症状がある場合には速やかに医師に相談することをすすめる。

4. USA Far Ocean Group, Inc.社が表示されていない塩酸テラゾシンを含むダイエタリー

サプリメント U-Prosta を全国で自主回収

USA Far Ocean Group, Inc. Issues Voluntary Nationwide Recall of U-Prosta, a Product Marketed As a Dietary Supplement That Contains Undeclared Terazosin Hydrochloride
March 22, 2011

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm248116.htm>

「ナチュラルな前立腺の健康のために」と宣伝されていた U-Prosta には FDA が良性前立腺肥大治療用に認可している医薬品成分が含まれる。

5. USA Far Ocean Group 社はダイエタリーサプリメントとして販売されている X-Hero と Male Enhancer を自主回収

USA Far Ocean Group Inc. Issues Voluntary Nationwide Recall of X-Hero and Male Enhancer, Products Marketed as Dietary Supplements
March 25, 2011

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm248718.htm>

FDA の検査の結果、X-Hero からスルホシルデナフィル、Male Enhancer からタダラフィルが検出されたため。

6. Candy Dynamics は Toxic Waste®風船ガムをリコール

Candy Dynamics Recalls Toxic Waste® Short Circuits™ Bubble Gum Net wt. 3.2 oz. (90g) Package --- Lot # 15070SC12
March 26, 2011

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm248548.htm>

当該ロットの製品から基準値を超過する鉛 (0.189 ppm、FDA のトレランスレベルが 0.1 ppm) が検出されたため。

7. FDA はメニューと自動販売機の表示案を提案し、パブリックコメントを募集

FDA proposes draft menu and vending machine labeling requirements, invites public to comment on proposals
April 1, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm249471.htm>

FDA はチェーンレストランや食品小売り、自動販売機のメニューへのカロリー表示に関する 2 つの規制案を発表し、パブリックコメントを募集する。

20 店舗以上のチェーンレストランやコーヒーショップ等と自動販売機で販売される食品のカロリー表示を求める。意見はメニューについては 2011 年 6 月 6 日まで、自動販売機については 2011 年 7 月 5 日まで募集する。

8. FDA はリコールの際に消費者が探しやすいサイトを作る

FDA launches consumer-friendly Web search for consumers during recalls

Apr. 4, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm249437.htm>

食品安全近代化法（Food Safety Modernization Act）の求めに応じて、消費者が以前よりも簡単に迅速にリコール製品を検索できるようにリコール検索サイトを作成した。

* Recalls, Market Withdrawals, & Safety Alerts : リコール情報を表で提供

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/default.htm>

* Identifying Recalled Products : 動画情報

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm248864.htm>

* FDA photostream of recalled products on Flickr :

フリッカーによるフォトストリーム

<http://www.flickr.com/photos/fdapotos/sets/72157624901041809>

* Food Recalls and Alerts : FDA 以外のものも含む政府のリコール情報サイト

<http://www.foodsafety.gov/keep/recalls/>

● 米国環境保護庁（EPA : Environmental Protection Agency） <http://www.epa.gov/>

1. 放射線モニターは米国に懸念となる量の放射線は届いていないことを継続的に確認している

Radiation Monitors Continue to Confirm That No Radiation Levels of Concern Have Reached the United States

03/22/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/6424ac1caa800aab85257359003f5337/6d91c1cfe08ea8698525785b00808caf!OpenDocument>

西海岸にある 4 つの RadNet 大気モニターフィルターの詳細解析により、EPA は日本の核事故と一致する痕跡量のヨウ素とセシウムとテルルを検出した。これらの量はエネルギー省のモニターが先週検出した量と一致し、今後数日継続すると考えられる。

EPA のサンプルはカリフォルニアの 3 つとワシントンの 1 つのモニターに 3 月 18 日に捕獲されたもので、EPA の検査室で詳細解析を行っていた。週末にデータをレビューし、月曜日の夜に解析が完了した。検出された放射能レベルは懸念のあるレベルより数十万から数百万倍低い。さらに昨夜（3 月 21 日）ハワイの予備的モニターで日本の核事故と辻褃のあうごく僅かな放射性同位元素を検出した。これはハワイにある固定モニターが検出したもので何らかの健康影響がある濃度よりは低い。サンプリングフィルターは詳細解析のために研究室に送付された。

通常アメリカ人は 1 日で、日本から来て検出された放射能の 10 万倍以上の自然放射能に

暴露されている。例えば日本から来た量は、国際線で往復する時に受ける量の 10 万分の 1 である。

2. EPA のモニタリングは米国に懸念となるレベルの放射線は到達していないことを確認し続ける

EPA Monitoring Continues to Confirm That No Radiation Levels of Concern Have Reached the United States

03/28/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/d0cf6618525a9efb85257359003fb69d/1b5f547616b996538525786100635842!OpenDocument>

全国 12 の RadNet 大気モニターのフィルター解析により、日本の核事故に一致する痕跡量の放射性同位元素が検出された。一部に先週の EPA モニター及び先々週の DOE モニターより僅かに高いレベルが検出されたが、今後検出されることは予想されず、公衆衛生上の懸念となる量よりはるかに少ない。

*各地の詳細結果

<http://epa.gov/japan2011/rert/radnet-data-map.html#results>

3. 日本の核緊急事態：EPA の大気放射能モニタリング

Japanese Nuclear Emergency: EPA's Radiation Air Monitoring

March 30

<http://www.epa.gov/japan2011/>

日本の事態に対応して、EPA は乳、降水、飲料水及びその他の暴露される可能性のあるものについての監視を強化する。

EPA は RADINET 計画により乳を調査し、FDA が安全性などについての権限を持つ。3 月 25 日にワシントン州で採取したスクリーニングサンプルでは 1L あたり 0.8 pCi (ピコキュリー) の I-131 を検出したが、これは FDA が設定した介入レベルの 5000 分の 1 より少ない。このような検出事例は今後もあるだろうが、乳児や子どもを含めて公衆衛生上の懸念となるレベルより遙かに低い。

放射能は我々の日常生活のどこにでも存在し、検出された量は日々暴露されている量と比べると極めて僅かである。

*FDA のサイト

<http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm>

FDA の介入レベル (DIL) は I-131 については 170 Bq/kg

4. EPA 声明：モニタリングデータ更新

EPA STATEMENT: Update on Ongoing Monitoring

04/02/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/0/EC732EB1ADEF4AD8525786600775173>

日本の原子力発電所の事故により、米国の EPA の大気モニターで原子炉の損傷に一致した極めて微量の放射性物質が検出されている。検出されるのは予想された通りで、これらのレベルは公衆衛生上の脅威となるレベルより遙かに低い。降水中の量の増加も予想されており、EPA がカリフォルニア、アイダホ及びミネソタで集めた沈降物から極めて微量の放射能が検出された。

* 放射性沈降物の測定データ

<http://www.epa.gov/japan2011/docs/rert/radnet-precipitation-final.pdf>

検出されたのは I-131 のほか、Cs-137 と Cs-134、Te-132 で、原子炉の損傷に一致しており極めて微量である。

5. EPA 声明：モニタリングデータ更新

EPA STATEMENT: Update on Ongoing Monitoring

04/04/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/d0cf6618525a9efb85257359003fb69d/f118f3b38ec3748d8525786900020035!OpenDocument>

EPA は大気他に沈降物やミルク、飲料水のモニタリングも行っている。

本日発表した RadNet 結果には、初めて飲料水の検査結果を含む。2 箇所の飲料水から極微量（約 0.2 ピコキュリー/L）の I-131 が検出された。天然のバックグラウンドレベルの 1 日の放射線暴露量と同じになるには、乳児はこの水を約 7,000 リットル飲まなければならない。先の沈降物の結果から、このような知見は予想できた。今後数週間は同様に検出されることが予想される。

* 飲料水の結果

<http://www.epa.gov/japan2011/docs/rert/RadNet-Drinking-Water-Data-Public-Release-4-2-2011.pdf>

* ミルクの結果

<http://epa.gov/japan2011/docs/rert/radnet-milk-final.pdf>

● 米国疾病予防管理センター（US CDC : Centers for Disease Control and Prevention）

<http://www.cdc.gov/>

1. がん年次報告書によれば多くのがんが継続的に減少している

Report to Nation Finds Continued Declines in Many Cancer Rates

March 31, 2011

http://www.cdc.gov/media/releases/2011/p0331_cancerrates.html

脳腫瘍の罹患率と生存率を特集

2003年から2007年の間に、米国の男女の全てのがんによる死亡率が継続的に減少している。がん死亡率の低下は1990年代初期から開始した傾向であるが、この報告書では男性での低下から10年以上遅れて、初めて女性の肺がん死亡率の低下が見いだされた。

*この報告はJNCIに3月31日オンライン発表された。

Annual Report to the Nation on the Status of Cancer, 1975–2007, Featuring Tumors of the Brain and Other Nervous System (オープンアクセス)

<http://jnci.oxfordjournals.org/content/early/2011/03/31/jnci.djr077.abstract>

●米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC はがんの「治療法」販売者を命令違反で告発

FTC Charges Cancer “Cures” Marketers with Violating Commission Order

03/28/2011

<http://www.ftc.gov/opa/2011/03/dco.shtm>

ハーブ製品を販売している会社 Daniel Chapter One とその社長 James Feijo を FTC 命令違反で連邦地方裁判所に民事告発した。同社は FTC の警告を無視してラジオ番組とウェブサイトでサプリメント (BioShark、7 Herb Formula、GDU および BioMixx) に抗がん作用があるという虚偽の宣伝を続けていた。

2. FTC は DHA と脳や目の発達についての詐欺的宣伝をしていた子ども用ビタミン販売業者について罰金支払い最終命令を承認

FTC Approves Final Order Settling Charges that Marketer of Children's Vitamins Made Deceptive Claims about DHA and Brain and Eye Development

03/29/2011

<http://www.ftc.gov/opa/2011/03/nbty.shtm>

パブリックコメント期間を経て、FTC はドコサヘキサエン酸を含むサプリメントを子どもの脳や目の発育を促進すると虚偽で根拠のない宣伝をしていた業者と子会社への罰金支払い命令を最終化した。ディズニーとヒーローシリーズの子ども用マルチビタミンサプリメントを販売していた NatureSmart LLC と Rexall Sundown, Inc 社は、消費者への返金のため 210 万ドルを支払うことで合意した。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 日本からの食品に追加の輸入規制

Additional import controls in place for food products from Japan

March 23, 2011

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/2011/20110323e.shtml>

CFIA は、カナダ国境サービス庁 (CBSA : Canada Border Services Agency) 及びヘルスカナダと協力して、日本の現在進行中の原発危機の影響を受けている地域 (福島県、群馬県、茨城県及び栃木県) の乳製品、果実及び野菜について輸入監視の強化を実施する。

これらの製品は安全性を検証するための許容できる証明書 (acceptable documentation) がなければカナダへの輸入は許可されない。汚染の可能性がある製品は、カナダ原子力安全委員会のプロトコールに従って処分される。現在の輸入監視について追加の輸入制限措置を講じる。CFIA は輸入食品について、CBSA は輸送コンテナについて監視を行っている。CFIA は、日本政府がこの問題に対し段階的に取り組んでいることを認識しており、支援を継続する。

2. CFIA の国境管理 : それは何を意味するか?

The Canadian Food Inspection Agency's Border Controls

What does it mean?

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/20110331e.shtml>

CFIA は他の政府や国際関係機関と協力して日本で発生している原発危機について常に評価し、必要であればカナダの食品システムを守るための適切な対応をしている。

CFIA は日本の影響を受けた地域からの全ての食品と動物飼料について輸入監視を強化している。これらの製品は安全性を検証できる検査結果や許容できる証明書 (acceptable documentation) がなければ、カナダの食品システムには入らない。さらに CFIA は日本からの輸入製品の放射能レベルを監視するためのサンプリング検査をしている。カナダの対応は日本政府が実施した放射能汚染食品の販売禁止対策を補完するものである。

- 日本の何処の地域がカナダの輸入監視の対象か?
 - 福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉
- もし対象製品がカナダの港へ到着したらどのような対策が取られるのか?
 - CFIA は CBSA に対し、日本からの全ての食品及び飼料の運搬船について CFIA の輸入手続き窓口 (National Import Service Centre) へ照会するよう指示している。そして CFIA は評価した後に輸入できるか決定する。
- CFIA スタッフはこれらの輸入食品の安全性をどのように評価しているか?
 - 日本からの全ての食品及び飼料の運搬船は輸入業者から次のことを示す証明書の受け取りが義務づけられる。

- ・ 製品が日本の当該地域から出荷されたものではないこと。
- ・ 3月11日以前に当該地域で製造、栽培、加工、包装又は保管された製品であること。カナダへ到着するまで他の地域で輸送又は保管されていた場合には、そのことを証明できる文書（例えば生産、輸送及び倉庫の記録）が証拠となる。
- ・ 3月11日以降に当該地域で製造、栽培、加工、包装又は保管された製品であるが、カナダ政府の登録検査機関が行う検査で残留活性が基準以下であることが確認されている。その場合には、検査結果の証明書を添付しなければならない。
- もし証明書が添付されない場合にはどうなるか？
 - 製品は留め置かれる。カナダ当局によって市場へ出荷できるかの検査が行われ、安全性が確認された場合のみ市場へ出荷される。汚染の可能性のある製品はカナダ原子力安全委員会のプロトコールに従って処分される。
- CFIAは日本からの輸入製品のサンプリングと検査を行っているか？
 - CFIAは日本からの輸入品の放射能レベルを測定するためのサンプリングと検査に着手している。その一環として、CFIAは、影響を受けた地域の食品及び飼料のターゲット検査、適切な証明書が添付されていない食品及び飼料の検査、他地域から出荷され無作為に選んだ食品及び飼料の検査を実施している。
- いつから輸入監視強化は発効されるか？
 - まずは2011年3月24日に発効する。2011年4月1日から輸入制限の対象を日本からの全ての輸入食品及び飼料へ拡大する。

3. Candy Dynamics が **oxic Waste® Short Circuits™**風船ガムをリコール

Candy Dynamics Recalls Toxic Waste® Short Circuits™ Bubble Gum

Net wt. 3.2 oz. (90g) Package --- Lot # 15070SC12

March 26, 2011

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/recarapp/2011/20110328e.shtml>

FDAの検査で基準値を超過する鉛が検出されたため、Candy Dynamics が **oxic Waste® Short Circuits™**風船ガムをリコールする。製品の写真は当該サイトを参照。

- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 日本からの食品の安全性

Safety of food from Japan

28 March 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/safetyoffoodfromjapa5110.cfm>

FSANZ は福島、群馬、茨城、栃木産の問題となっている全ての食品について新たに制限命令を出した。これは予防的対策であり、2011年3月23日にオーストラリア検疫検査局 (AQIS : Australian Quarantine and Inspection Service) に対し当該食品の検査の実施を要請した。対象となる食品は、乳や乳製品、生鮮果実野菜、海藻、シーフード (生鮮及び冷凍) である。

FSANZ はオーストラリアの消費者が日本産の食品中の放射能に暴露されるリスクは無視できる程度だという見解のままである。乳や乳製品、生鮮食品はオーストラリアには輸入されていない。海藻及びシーフードの輸入量は極めて僅かである (各々5.5%、0.46%)。

3月24日、AQIS は当該食品の輸入業者に対し検査の実施を通知した。

* オーストラリア検疫検査局 (AQIS) の対応

輸入食品通知 一部の日本産食品の放射性核種検査

Imported Food Notice 1/11

Subject: Testing of some Japanese Food Imports for Radionuclides

Issued: 28 March 2011

<http://www.daff.gov.au/aqis/import/food/notices/2009/2011/ifn-01-11>

福島、群馬、茨城、栃木から出荷される特定の食品について、放射性核種の追加の輸入検査を実施する。放射性核種の濃度が安全性レベルより低い場合にはオーストラリアへの輸入が許可されるが、超過の場合には輸入許可は下りない。

追加検査の対象食品は、4つの県産の海藻、生鮮及び冷凍シーフード (魚ペースト、魚醤は除外)、乳及び乳製品、生鮮果実野菜。輸入の仲介業者は、搬送品が2011年3月11日以降に日本の当該地域にあったかを伝える必要がある。検査対象の放射性核種は、セシウム137、セシウム134、ヨウ素131である。FSANZ はコーデックスガイドラインの許容レベルを適用して、セシウム137: 1000 Bq/kg、セシウム134: 1000 Bq/kg、ヨウ素131: 100 Bq/kgとしている。

食品が受けた影響は範囲が広いことから、AQIS は検体を2グループに分け、放射線核種とその他の追加検査を実施する必要がある。

2. 食品と健康対話

Food and Health Dialogue Communiqué

25 March 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/newsroom/mediareleases/mediareleases2011/foodandhealthdialogu5118.cfm>

政府と企業、公衆衛生専門家らと第6回“食品と健康対話 (Food and Health Dialogue)”を開催した。食生活を改善し健康的な食品を選択できるようにするために、販売する場所

での栄養成分表示や企業による減塩・脂肪削減対策などを話し合っている。

3. 牛肉のホルモン成長促進剤

Hormonal growth promotants in beef

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/hormonalgrowthpromot5128.cfm>

ホルモン成長促進剤（HGP）は、牛の体重増加を促進するために使用されるエストロゲンのような天然ホルモンやその代替品である。HGPはオーストラリアでは30年以上安全に使用されてきており、オーストラリアの牛の約40%に使用され、牛肉業界に年に2億1000万ドルの利益を追加している。ホルモンは耳の後ろの皮膚に埋植された小さなものからゆっくりと低用量で100～200日に渡って放出される。オーストラリアでは、HGPはオーストラリア農薬・動物用医薬品局（APVMA: Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority）が消費者に安全で動物に害が無く有効であることを確保するために登録、規制している。評価の詳細についてはAPVMAのファクトシート*を参照。

*APVMAのファクトシート：Fact and Information Sheets

http://www.apvma.gov.au/publications/fact_sheets/index.php

http://www.apvma.gov.au/supply/docs/hgp_info_sheet.pdf

- HGPが安全であることはどうやって分かるのか？
 - APVMAは、HGPが牛に使用される以前に保健高齢化省（Department of Health and Ageing）の公衆衛生基準を反映した安全性評価を行っている。

農業漁業林業省（Department of Agriculture, Fisheries and Forestry）の残留物質調査によると、2009～2010年調査ではオーストラリアの牛肉のHGP残留濃度は100%基準を遵守していた。動物の健康に関するヨーロッパ連合の研究によれば、卵1つに含まれるエストロゲンと同じ量をHGP処理牛肉からとるためには、一度に牛肉77kg以上を食べなければならない。
- 何故FSANZが関与するのか？
 - 食事からの暴露量が健康ガイドライン以下であることを確保するために安全性評価に関与する。またAPVMAの設定した最大残留基準を食品基準（Australia New Zealand Food Standards Code）に取り入れている。
- なぜHGPが使われるのか？
 - ウシが摂取した飼料を肉に変える効率を改善し、少ない飼料で早く出荷できるようになる。オーストラリアで使用されているHGPには、天然ホルモン（エストロゲン、プロゲステロン、テストステロン）と合成ホルモン（酢酸トレンボロン、ゼラノール）がある。HGPはオーストラリアの他にニュージーランド、米国、カナダ、南アフリカ、日本などの多くの国で使用が登録されている。EUは使用を禁止し、HGPを投与したウシ由来の製品は輸入しない。1998年にWTOがEUの禁止は科学的に

支持されず、WTO の義務と矛盾すると裁定したが禁止は継続されている。

- ニュージーランド食品安全局（NZFSA : New Zealand Food Safety Authority）
<http://www.nzfsa.govt.nz/>

1. MAF は日本からの輸入食品を監視

MAF monitoring Japanese food imports

25 March 2011

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/monitoring-japanese-food-imports.htm>

ニュージーランド農林省（MAF : Ministry of Agriculture and Forestry）は日本の緊急事態を、特にニュージーランドに輸入される食品の安全性を積極的に監視している。MAF の Wayne McNee 長官は、以下のように述べた。

「我々は日本がこの問題を管理するための安全管理システムを信頼している。これまで日本から輸入された食品にニュージーランド人の健康リスクとなるものはない。日本の当局が汚染食品を国内及び国外両方のサプライチェーンに入れなかったために効果的な対策をとっていることを保証する。輸入業者は標的製品については検査する予定である。ニュージーランドに日本から輸入される食品は極めて少ない（海藻、酒、みりん、魚醤、乾麺、ガリ、わさび）。」

- 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 乳児用ミルクの変更は安全：専門家

Switching baby formula safe: expert

March 22, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/03/20110322_183831.shtml

一回に 2 つ以上の乳児用ミルクのブランドの製品を混合して与えるべきではないが、ブランドを変えることは一般に安全である。標準的なミルクは牛乳ベースで、母乳の栄養価を参照して製造されている。製造業者には国際または国内基準を守ることが義務づけられているため、組成は類似している。一般的には、保護者に対して些細なことを理由にミルクのブランドを変更することを薦めないが、真に必要であれば、変更しても乳児の健康には影響ない。異なるブランドのミルクは希釈方法が違うため、混合してはいけない。新しいミルクに子どもを徐々に慣れさせることと、特別なミルクを飲んでいる場合のブランド変更の際には医師に相談すること。

2. 放射線モニターに注意

Caution urged on radiation monitors

March 22, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/03/20110322_162429.shtml

食物健康次官 Gabriel Leung 教授は消費者に対し、ポータブル放射線モニタリング装置は、正確で効果的であるためには注意深く校正する必要があり、購入する場合には注意が必要であると警告した。政府が使用している装置は 5 万ドルほどのものであるが、インターネットなどではわずか 100 ドル程度で放射線モニタリング装置が販売されており、その品質は疑わしい。税関はこれまで飛行機や船での輸入品を 6,000 以上検査しているが、全て安全である。

3. 香港の食品供給は安定している

HK food supply stable

March 22, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/03/20110322_153504.shtml

日本製品の香港の食品輸入に占める割合は少ないため、輸入に障害があっても香港の食品供給には僅かな影響しかない。本日、食物健康秘書官 Marion Lai は、輸入や小売り業者に会い、日本の地震や核事故による香港の食品と乳児用ミルクの輸入に与える影響を議論した。日本での被災地からの輸入量は少なく新たな供給地を検討している。供給は適切で、最近の塩の購入パニックなどは個別の事象で速やかに解決されるとしている。

4. 日本からの食品禁止

Japan food ban imposed

March 23, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/03/20110323_174042.shtml

香港は、千葉、栃木、茨城、群馬、福島産の乳製品及び野菜果実の輸入を、明日（24日）の正午から禁止する。今回の措置は、日本からのカブ及びホウレンソウから I-131 が国際基準の最大 10 倍検出されたためである。日本の当該地域 5 ヶ所の肉、家禽及び海産物は、国際基準に応じて日本政府が安全性を証明しなければ、香港は輸入を禁止する。

5. 食品の長期検査が予想される

Long-term food checks expected

March 24, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/03/20110324_174459.shtml

食物衛生署の Gabriel Leung 教授は、政府は日本から輸入される食品の監視は、放射性核種の半減期が様々なので長期に渡るだろうと述べた。

3月11日以降に収穫された千葉、栃木、茨城、群馬、福島産の乳製品と野菜果物の輸入禁止は既に販売されている製品には適用されない。原発事故の発生後12時間から放射能検査を実施しているため、既に販売されている食品やレストランにある食品は安全である。

6. 放射能レベルに異常は見られない

No irregularities detected in radiation level

March 29, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/03/20110329_190723.shtml

政府は香港の淡水や日本から輸入される食品や製品の放射能レベルを測定しているが、本日の正午までの24時間に異常はみつかっていない。

水道局 (Water Supplies Department) による香港の水質検査では放射能レベルについて何の変化も無く、正常で安全である。税関は1,574の航空貨物と44の海運コンテナを調査したが異常は確認されていない。農業漁業局 (Agriculture, Fisheries & Conservation Department) は魚や養殖場の検査をしているが問題はない。食品安全センターはこの24時間で日本産の68の食品を検査したが、全て満足できる結果だった。

7. 大気の放射能ハザードはありそうにない

Air radiation hazard unlikely

March 30, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/03/20110330_153121.shtml

日本の福島原子力発電所からの放射能が大気や海流を介して香港に影響することはありそうにない (unlikely) と専門家が述べた。香港の放射能レベルは正常範囲で、市民にとって有害ではない。

8. 日本製品は安全

Japanese products safe

March 31, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/03/20110331_175841.shtml

警備局 (Security Bureau) は香港の淡水中の放射能レベルは今日の正午までの24時間、正常値を維持し、日本産食品は全て放射能検査に合格したと発表した。また香港の大気中放射能レベルも正常値だった。3月29日の正午から3月30日の正午の間に収集した大気検体から極微量のI-131が検出されたが、公衆衛生に影響はなく、予防的措置も必要ない。税関では医薬品や化粧品を含む航空貨物10,605件と海運貨物48を調べたが、何の異常もなかった。農業漁業保存局は香港の魚養殖場や市販の魚の放射能検査をしているが、全て結果は満足できるものだった。食品安全センターは、日本から輸入された食品24検体を検査し、全て満足できる結果だった。移民局 (Immigration Department) は、地震と津波以降日本で所在不明になった2人の香港人をまだ探している。

9. 4つの食品が安全性検査に不合格

4 foods fail safety check

March 31, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/03/20110331_142456.shtml

食品安全センターの2月の4,300件の検査の結果、4検体が不合格だった。生鮮牛肉の二酸化硫黄、冷凍子豚のスルホンアミド、乾燥アワビの二酸化硫黄、鍋用スープベースのオレンジIIである。

●シンガポール農畜産食品局 (AVA : Agri-Food Veterinary Authority of Singapore)

<http://www.ava.gov.sg/>

1. 日本から輸入された食品の放射能レベルに懸念の理由はない

NO CAUSE FOR THE CONCERN OVER THE RADIATION LEVELS OF FOOD IMPORTED FROM JAPAN

22 Mar 2011

<http://www.ava.gov.sg/>

日本の影響のある地域で一部の食品（乳及びホウレンソウ）、および台湾に輸出されたソラマメから、通常より高い濃度の放射能が検出されたとメディアが報道している。事故以降日本の当該地域から輸入された食品はない。それでも、AVAは安全性を確認するため日本産食品のサーベイランスを実施している。2011年3月11日以降、日本から輸出された食品は全て放射性汚染物質検査を行っているが、これまで120以上の野菜や果実、肉などの検体を検査して汚染は検出されていない。

シンガポールの食品供給への影響は最小限である。2010年は日本からの輸入品はシーフードで総輸入量の2%以下、その他の食品は0.5%以下である。

2. 日本産の4検体から放射能汚染検出：AVAはさらに二つの県からの野菜や果物の輸入を停止

DETECTION OF RADIOACTIVE CONTAMINANTS IN FOUR SAMPLES OF VEGETABLES FROM JAPAN – AVA SUSPENDS IMPORT OF FRUITS AND VEGETABLES FROM ADDITIONAL TWO PREFECTURES

24 Mar 2011

<http://www.ava.gov.sg/>

日本産の野菜4検体から放射能汚染が検出された。出荷元は千葉県と愛媛県である（注意：その後の調査でサンプルパッケージに愛媛県ではなく他県の掲載があることが判明している）。検出された放射能汚染は微量である。本日まで、海産物、果実、野菜及び肉につ

いて 161 検体を検査しており、最も新しい検体は 3 月 23 日の輸入品である。今回検出が公表されたのは、ミツバ (I-131 : 74 bq/kg)、菜の花 (I-131 : 311 bq/kg、Cs-134 : 74 bq/kg、Cs-137 : 180 bq/kg)、水菜 (I-131 : 195 bq/kg、Cs-134 : 135 bq/kg、Cs-137 : 271 bq/kg)、シソの葉 (Perilla Leaf、I-131 : 255 bq/kg) である (I-131 が 100 bq/kg のコーデックスガイドライン値を超過)。

これらの貨物は全て留め置かれ、適切な方法で処分される予定である。消費者は心配する必要がない。日本からの輸入食品の検査は継続する。さらに対象を広げ、乳児用ミルク及び生乳製品 (乳、ヨーグルト、クリーム) も検査を行う。

* (愛媛県 HP) 愛媛県産大葉 (青じそ) に係るシンガポール政府の発表について

http://www.pref.ehime.jp/h35500/1194274_2265.html

3. AVA は日本の関東地域からの野菜や果物の輸入を一時停止

AVA SUSPENDS IMPORT OF FRUITS AND VEGETABLES FROM KANTO REGION IN JAPAN

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/9253E7B2-E57D-4992-982C-1304E73748D6/18832/Pressrelease_Detectionofradioactivecontaminantsint.pdf

2011 年 3 月 25 日以降、全ての日本産野菜や果物は検査されてから輸入されているが、これまで 287 検体を調べ、2 検体からコーデックスガイドライン (ヨウ素 131 : 100 bq/kg、セシウム 134 : 1000 bq/kg、セシウム 137 : 1000 bq/kg) を超える放射能汚染が検出された。これが東京と神奈川産だったため、関東地方全ての自治体からの野菜や果物の輸入を一時停止する。

4. シンガポール政府共同声明

政府はシンガポールを放射能汚染から守るための対策を継続する

JOINT STATEMENT BY THE SINGAPORE GOVERNMENT

GOVERNMENT CONTINUES WITH MEASURES TO SAFEGUARD SINGAPORE FROM RADIOACTIVE CONTAMINATION

<http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/9253E7B2-E57D-4992-982C-1304E73748D6/18873/3rdJointStatementFukushimaNuclearSituation.pdf>

静岡県からの野菜や果物の輸入停止

2011 年 3 月 30 日に輸入された静岡産の小松菜から放射能が検出されたため、静岡産の果実及び野菜の輸入を停止する。検出量は、I-131 : 648 bq/kg、Cs-134 : 155 bq/kg、Cs-137 : 187 bq/kg である (I-131 が 100 bq/kg のコーデックスガイドライン値を超過)。AVA は、本日まで 379 検体を検査した。

* (静岡県 HP) シンガポール政府の本県産野菜等の輸入停止への対応について

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-325/anzen/housyasei01.html>

5. 兵庫県産野菜や果物の輸入停止

Suspension of import of fruits and vegetables from Hyogo Prefecture

4 April 2011

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/9253E7B2-E57D-4992-982C-1304E73748D6/18888/Pressrelease_AVAsuspendimportoffruitsandvegetable.pdf

福島原子力発電所の事故以降、これまで 488 検体の日本産野菜や果物、シーフード、乳製品を調査してきた。2011 年 4 月 2 日に輸入された兵庫県産キャベツから I-131 が 118 bq/kg 検出されたため、兵庫県産野菜や果物を輸入停止とする。

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA は高齢者向けに販売されている有害な「ブラックピル」に警告

HSA Alerts Public to Harmful "Black Pills" Targeted at Elderly Consumers

24 March 2011

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/news_events/press_releases/Latest/hsa_alerts_public.html

HSA は、関節やリウマチの痛み、高コレステロールや高血圧などの幅広い目的で販売されているラベルのないボトル入りの黒い錠剤に注意するよう警告する。少なくとも 2 人の高齢者が、当該製品の摂取により重篤な病気になったことが報告されている。この製品は製品名、ブランド名だけでなく、成分、服用量等のラベルもない透明のボトルである。HSA の分析では、デキサメタゾンとクロルフェニラミンが検出されている。これらの成分を含むことは許可されておらず、当該製品は違法である。

*PDF ファイルに製品の写真が掲載されている。

http://www.hsa.gov.sg/publish/etc/medialib/hsa_library/corporate/press_release_2011.Par.26473.File.tmp/PressRelease-HSAAAlertsPublicToHarmfulBlackPillsTargetedAtElderlyConsumers_24Mar11.pdf

● インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. 日本から輸入される食品の放射能汚染検査

Monitoring of Food Import from Japan for radioactive contamination

15th March 2011 : <http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Monitoring123.pdf>

2011年3月11日以降に日本から出荷された食品の予防的検査について。BRITが検査して輸入して問題ないという認証を発行する。

18th March : <http://www.fssai.gov.in/Website/Portals/0/Pdf/Monitoring123-Part-II.pdf>

インド政府は検査のための認証をさらに2つの検査室に交付。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室